

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第470号）
〔個人情報関係文書不存在非公開決定審査請求事案〕
(答申日：令和7年11月17日)

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 令和2年4月21日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

府立〇〇高校について、

1－1. 令和〇年〇月〇日付け教高第〇号によって公開された文書（以下、「校長による捏造文書」）を作成するにあたって、同決定に対する審査請求別添の文書（以下、「本来の指示文書」）の何が問題であったのかを、同校校長が教育委員会に問合せた内容がわかる文書。（情報漏洩の可能性があるため教育委員会に問い合わせた旨を同校長が証言している）

1－2.～2－3.（略）

3. Googleアカウントにログインした状態でYoutube動画を閲覧しても、個人情報が取得されないと同校校長が判断した根拠。（令和〇年高教第〇〇号「非公開決定」に関連するもの）

4－1. 及び4－2（略）

2 令和2年5月7日、実施機関は、本件請求に対し、本決定は請求内容の「3」に係る文書であることを備考欄に記載した上で、「本件請求に係る文書については、作成又は取得していないため、管理していない。」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 令和2年5月12日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨

処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

請求文書3.について、請求文書1-1.に関連して、「個人情報を取得する可能性のあるサイトを授業では使えない」旨を発言し（録音有り）、公文書を捏造した経緯があるため、本件（原文ママ）においては同校長が特別に個人情報が取得されないと判断した根拠があるはずなので公開すること。

2 反論書における主張

「なお、「請求文書3.～」～審査請求の理由として確認していない」などと主張する点については、○○地裁○○支部令和○年（○）第○○号事件において、被告の1人である府立○○高校元校長である○○が内容を認める陳述書を提出をしているので、「一方的な文章」ではないし、本件請求と大いに関わりのあるものである。

また、「YouTubeのサイトであり～定められている」については、そもそも本件請求がGoogle社のサイトを利用する際の大阪府の基準について求めているのであるから、弁明は失当である。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

（1）審査請求人は、審査請求の理由において

「同校長が特別に個人情報が取得されないと判断した根拠があるはずなので公開すること。」と主張している。

なお、「請求文書3.～経緯があるため」の部分は、審査請求人の一方的な文章であり、本件請求と関りがないことから、審査請求の理由として確認していない。

（2）大阪府においては、条例に基づき、条例第8条の除外事由を除き、原則、公開を請求された行政文書が存在する場合、公開することとなっている。

条例第2条第1項の規定によれば、行政文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」である。

一方、本件請求を行うにあたっては、条例第7条第1項第2号において「行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が求められ

ている。

この点、第四の1で「同校長が特別に個人情報が取得されないと判断した根拠があるはず」といったことを理由に文書の公開を求めているが、請求時点において、実施機関では当該請求に係る文書は作成、取得しておらず、管理していない。

なお、参考として、YouTubeでの個人情報の取扱いは、Google社のプライバシーポリシー等により定められている。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例の規定に基づき適正に行われたものであり、実施機関の決定に違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、当該学校の校長が特別に個人情報が取得されないと判断した根拠があるはずだと主張するが、実施機関は当該請求に係る文書を作成、取得しておらず、管理していないと主張する。

実施機関によると、本件の行政文書公開請求書に添付された資料に掲載されたQRコードを読み取ると、YouTubeに掲載されている特定の動画に誘導されるとのことであった。今日、YouTubeが一般的に広く利用されていることに鑑みれば、Googleアカウントにログインした状態でYoutube動画を閲覧しても、個人情報が取得されないと同校校長が判断した根拠について、作成、取得せず管理していないという実施機関の主張は不合理とまではいえない。

3 その他の主張について

審査請求人は、その他主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子